

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育施設」とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、科学館、青少年の家、児童文化施設、教育支援センターその他社会教育に関する公の施設をいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1及び別表第2のとおり教育施設を設置する。

(使用の許可)

第3条の2 社会教育に関する公の施設（以下「社会教育施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる社会教育施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第3条の3 教育委員会は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができ

る。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

(使用の制限等)

第6条 教育委員会は、社会教育施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐偽その他不正な手段により使用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 教育委員会は、社会教育施設及び北九州市立思永中学校の温水プール（以下「社会教育施設等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設等の管理（北九州市立思永中学校の温水プールにあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育

委員会に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設等の維持管理に関すること。
- (2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設等の管理を行わなければならない。

(指定管理者等の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該社会教育施設等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、教育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第 2 （第 3 条関係）

社会教育関係

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
図書館	図書館法第 2 条の定めるところによる。	北九州市立中央図書館	北九州市小倉北区城内 4 番 1 号
		〃 子 ども 〃	〃 〃 〃 〃
		〃 門 司 〃	〃 門司区老松町 3 番 3 号
		〃 小 倉 南 〃	〃 小倉南区若園四丁目 1 番 6 0 号
		〃 若 松 〃	〃 若松区本町三丁目 1 1 番 1 号
		〃 八 幡 〃	〃 八幡東区尾倉二丁目 6 番 1 号
		〃 八 幡 西 〃	〃 八幡西区岸の浦二丁目 2 番 1 号
		〃 戸 畑 〃	〃 戸畑区新池一丁目 1 番 1 号

別表第 3 （第 4 条関係）

2 社会教育関係

施設の種類	使用料及び手数料			備考
図書館	資料の複写手数料		1 枚につき 1 0 円	
	駐車場使用料	小倉南	駐車を開始したときから 6 0 分を超える時間について 1 台につき 3 0 分又はその端数ごとに 1 0 0 円以内で教育委員会が定める額	
		図書館		
		八幡図書館		
		八幡西図書館		